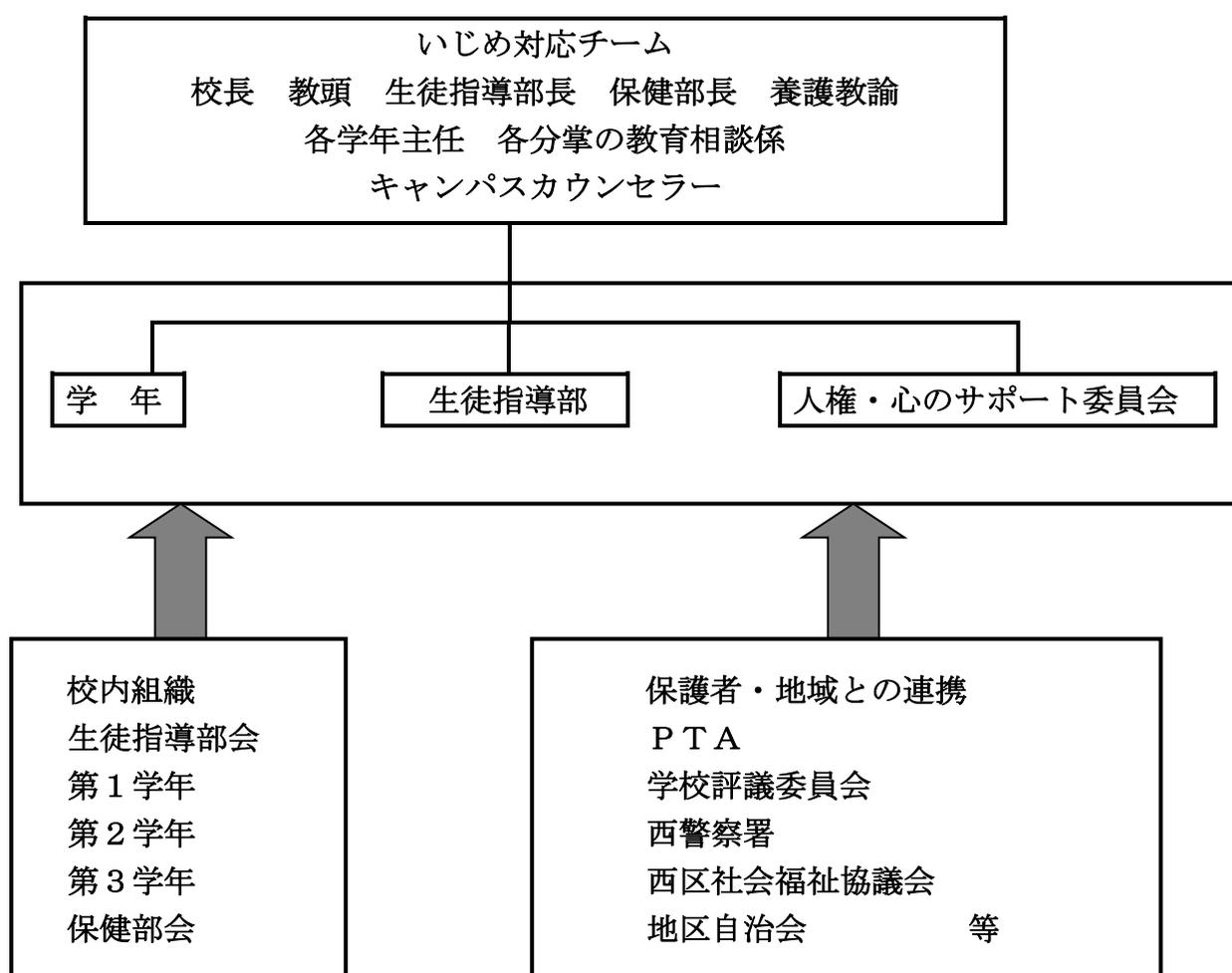


日常の指導体制

- 1 「いじめは決して許さない」「いじめを根絶する」という強い意志を持って学校全体で組織的な取り組みを行う。
- 2 学校全体で組織として取り組むために「いじめ対策チーム」を設置する。
- 3 「いじめ対策チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことがないように、学校全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実にを行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
- 4 生徒の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

【いじめ対応チームの構成員】



- ※ いじめ対応チームの会議は、原則として学期に1～2回行う。
- ※ いじめ問題が発生したときにはすぐに「いじめ対応チーム」が集まり対応する。
- ※ ネットを利用したいじめへの対応に気を配る。